

# あいお



## 黒瀉開作の納経碑

黒瀉開作の北部、三軒屋の北の二ノ切の道に沿い長沢川に近い、人目につきにくいところにある。黒瀉開作が築立されるときに、福楽寺快音和尚が納経祈願して無事成就されたと伝えられている。その記念碑である。

右側の石柱がそれで「大乘妙典経塔」と刻まれている。「大乘妙典」は「法華経」である。今も碑の付近には使い古した稲刈り用のかまが数本奉納されている。

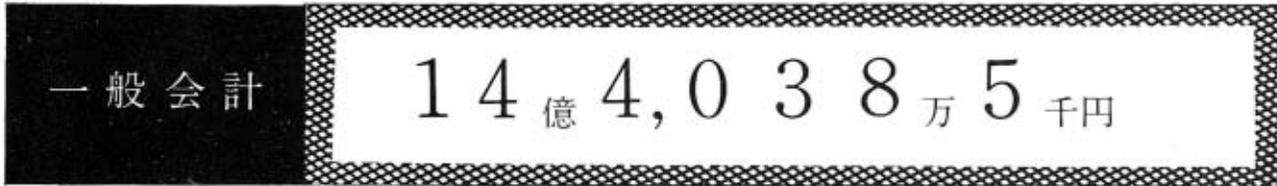
隣の地藏様はイボとりに霊験があると地元の古老はいう。左端の常緑樹征木はここにあった老松に代わって植えられたという。永い歴史の変遷を物語るものである。

## 今月の主な内容

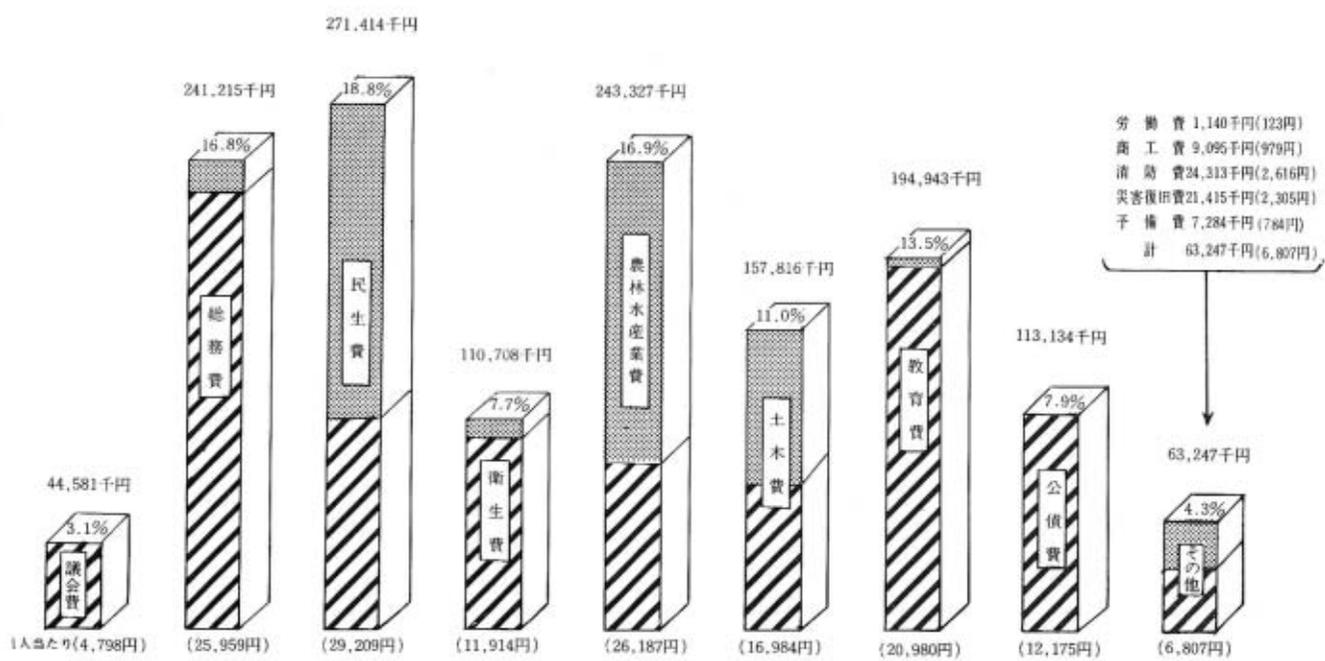
- 2・3・4・5ページ 昭和56年度の予算。標準小作料が決定されました
- 6・7ページ みんなの健康
- 8・9ページ 公民館だより
- 10・11ページ 郷土小史。重度身障者福祉タクシー制度の対象者を拡大
- 12・13ページ 重度心身障害児に福祉手当を支給します。家庭に恵まれない子どもたちが「里親さん」を求めています
- 14ページ お知らせ

# 昭和56年度の予算

地域産業の振興  
 教育文化の向上  
 生活環境の整備  
 社会福祉の向上  
 を基本に編成



一般会計  
 歳出 14億4,038万5千円 (1人当たり 155,013円)



昭和五十六年度の一般会計予算と、国民健康保険特別会計予算、国民宿舎特別会計予算および交通災害共済事業特別会計予算が、三月の定例町議会で原案どおり可決されました。

昭和五十六年度の一般会計予算は、地域産業の振興・教育文化の向上・生活環境の整備・社会福祉の向上を基本として編成されたもので、総額十四億四千三十八万五千円となっております。これは、昨年度の当初予算に比べ、予算額で二千三百三十一万五千円、率にして一・五%の減額となっております。これは、漁港改修事業、海岸保全事業等の変動によるものであります。各費目に計上されている主な事業は、次のとおりです。

◆総務費

二億四千百二十一万五千円

- 交通安全施設の整備
- 防犯灯新設改良事業の助成
- 小学校新入生へ「ランドセルカバー」および「腕章」の交付
- 中学校新入自転車通学生徒へ「ヘルメット」購入助成
- 会館等、区の施設新設改善事業の助成

◆民生費

二億七千四百一十一万四千円

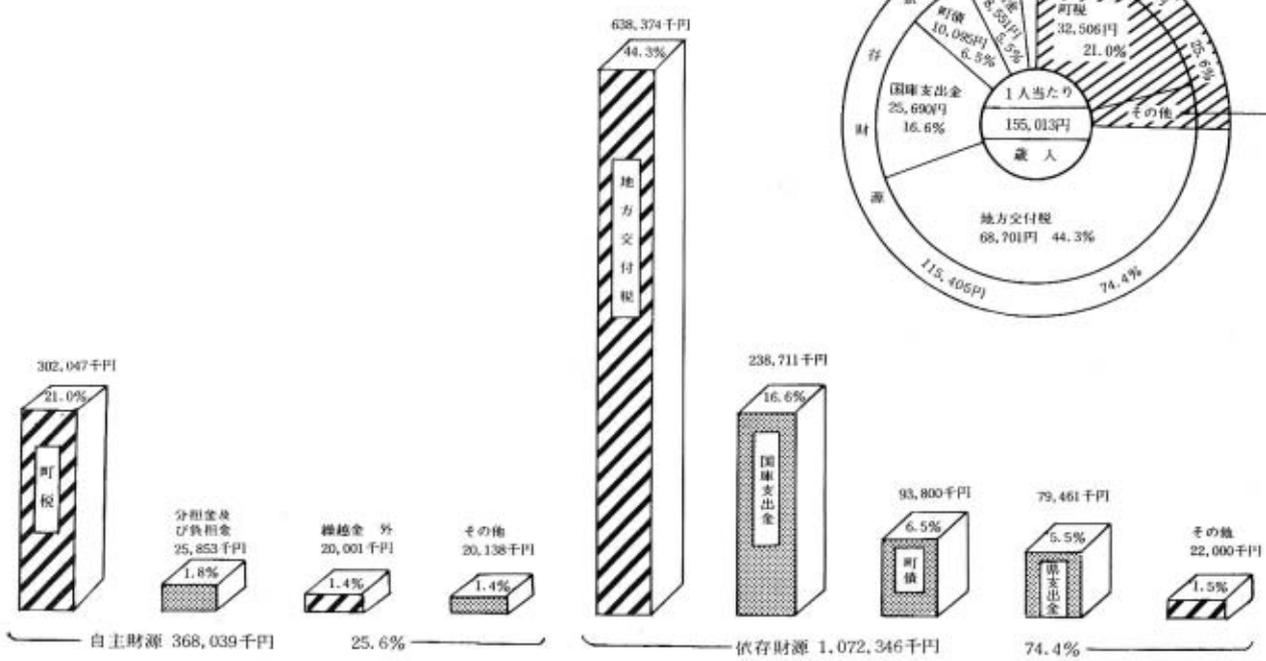
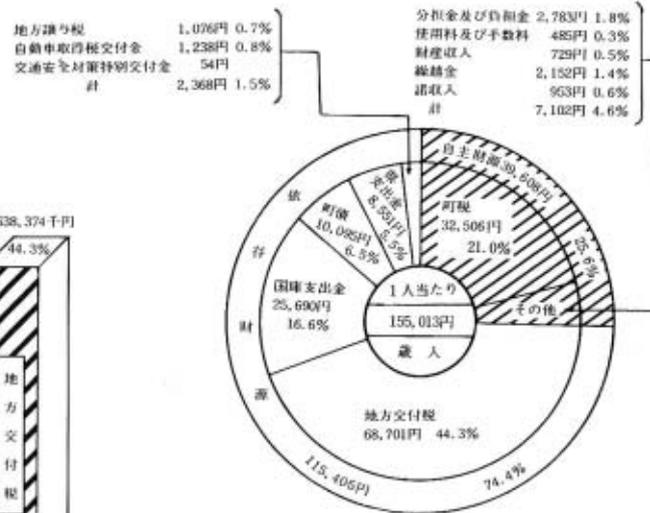
- 有線放送への助成
- 工業導入基礎調査の実施
- 町民憲章の推進
- 固定資産税・町民税の課税事務の電算委託
- 住民基本台帳用タイプライターおよび戸籍専用タイプライターの購入
- 老人健診の実施
- 町単独高齢者年金の支給
- 地域老人福祉対策事業の実施
- 地域身障福祉対策事業の実施
- 老人クラブへの助成
- 町社協、老人福祉センターおよび児童館の運営助成
- 身障者福祉タクシー制度の適用範囲の拡大
- 心配ごと相談および民間組織を通じての福祉増進措置
- 重度身心障害児福祉手当の支給(新設)
- 母(父)子家庭就学就職支度金の支給
- 国民健康保険特別会計への援助措置
- 老人医療、福祉医療の実施
- 黒湯保育所の屋根がわらふき替え
- 母親クラブへの助成
- 私立福祉施設への援助措置

次ページに続く

一般会計

歳入 14億4,038万5千円

凡例 一般財源 特定財源



◆衛生費

一億一千七十万八千円

- 。広域施設の花葬場および尿処理施設の設置
- 。山口市秋穂町水道企業団への助成
- 。広域水道企業団施設整備
- 。火葬場移転に伴う葬祭費の助成措置
- 。母子栄養(牛乳)の支給
- 。定期健康診断の実施
- 。乳児健康診査の実施
- 。休日医療および救急医療対策
- 。成人病検診の助成
- 。生活排水路の整備
- 。環境衛生事業の助成
- 。健康づくり推進事業の実施
- 。ごみおよび尿処理対策

◆労働費

百十四万円

- 。山口県中小企業勤労者生活資金への拠出
- 。山口県福祉基金協会への増資

◆農林水産業費

二億四千三百三十二万七千円

- 。農家総合コンサルタント事業の実施
- 。水田利用再編対策
- 。地域農政対策
- 。農林制度資金融資の利子補給
- 。麦作および柑橘振興対策
- 。指定産地育成強化対策
- 。新産地育成事業

- 。畜舎環境整備、自給飼料対策
- 。黒湯開排水対策、大池改修
- 。秋穂開作農道舗装事業
- 。土地改良事業および農道整備
- 。松くい虫の防除
- 。水産業制度資金融資利子補給
- 。漁業共済加入助成
- 。水産振興対策
- 。漁業構造改善事業
- 。沿岸漁場整備開発事業、漁港改修事業の実施
- 。海岸保全事業の実施

◆商工費

九百九万五千円

- 。町商工会への助成
- 。中小企業設備資金の利子補給
- 。中小企業共済加入促進対策
- 。山口県信用保証協会への増資

◆土木費

一億五千七百八十一万六千円

- 。道路の新設改良および補修事業
- 。港湾の保全整備事業

◆消防費

二千四百三十一万三千円

- 。自衛消防団への助成
- 。防火水そうの設置
- 。水利施設の整備改良
- 。救急業務の継続委託

◆教育費

一億九千四百九十四万三千円

- 。町奨学会への助成
- 。各学校の施設整備および補修

- 。各学校の備品整備充実
- 。小中学生の就学援助
- 。中学校建設委員会の設置
- 。幼稚園の備品整備充実
- 。町史の編集発行
- 。社会教育向上のための各種学級の開設

特別会計

◆国民健康保険特別会計

四億八千七百七十一万八千円

- 。医療費通知制度の導入

◆国民宿舎特別会計

一億六千三百四十四万五千円

- 。国民健康保険税課税事務の電算委託
- 。健康優良家庭の表彰
- 。健康診査の継続実施
- 。ハリ、キュー施術費の助成

◆交通災害共済事業特別会計

七百二十二万円

- 。見舞金(一等級)の引き上げ

- 。社会教育関係団体の育成および指導者の養成
- 。体力づくりのための諸事業の実施
- 。文化祭、成人式の挙行政
- 。町文化財の保護事業
- 。給食センター管理棟の補修

- 。給食センターの設備改善と備品の整備
- 。給食運搬用自動車の更新
- 。過年度発生の災害復旧事業

国民健康保険特別会計

単位 千円

入		出	
歳 分	金 額	歳 分	金 額
国民健康保険税	102,382	総務費	17,541
一部負担金	1	保険給付費	459,388
使用料及び手数料	18	保健施設費	947
国庫支出金	342,513	公債費	461
県支出金	1	諸支出金	101
繰入金	2,000	予備費	3,280
繰越金	34,000		
諸収入	803		
歳入合計	481,718	歳出合計	481,718

国民宿舎特別会計

単位 千円

入		出	
歳 分	金 額	歳 分	金 額
使用料及び手数料	133,845	休養施設費	145,366
繰越金	15,000	公債費	3,853
諸収入	14,600	予備費	14,226
歳入合計	163,445	歳出合計	163,445

交通災害共済事業特別会計

単位 千円

入		出	
歳 分	金 額	歳 分	金 額
共済会費収入	2,712	交通災害共済事業	3,094
繰越金	1,900	再共済掛金	2,577
共済交付金	2,577	公債費	14
諸収入	31	予備費	1,535
歳入合計	7,220	歳出合計	7,220

### 標準小作料

区分	等級	収量	標準額 円
水田 (水稲)	1	540kg相当	26,500
	2	510kg相当	24,000
	3	480kg相当	22,000
	4	450kg相当	17,500
	5	420kg相当	11,000
畑 (普通畑)	1		10,000
	2		9,000
	3		8,000
	4		6,000
	5		3,500



## 標準小作料が決定されました

田、畑の小作料については、農地法にいろいろと定めがあり、今までは、農業委員会が小作地の小作料の最高額を定め、質貸人(地主)

田、畑の小作料については、農地法にいろいろと定めがあり、今までは、農業委員会が小作地の小作料の最高額を定め、質貸人(地主)

主)、質借人(小作人)ともこれに従う、いわゆる統制小作料制度が実施されてきました。しかし、町広報十二月号でお知らせしましたとおり、この制度は昭和五十五年九月三十日でなくなりました。今後は農業委員会が定めている「標準小作料」を参考にし、貸し手、借り手双方が話し合いで定めることとなります。その「標準小作料」について昭和五十五年度は改訂期にあり、小作料協議会の意見を聞いて別表のとおり決定されました。なお、改訂された標準小作料は五十六年産作物から適用になります。

## 私の長生きの秘けつ10か条



先青江 中村柳甫

今年九十一歳を迎えるに当たり、過去の経験から生命を維持するために、まず生きようとする努力がたいせつであるように思います。

私は六十歳くらいから意識的に長生きをしようと考えて、次のようなことを計画しましたが、百割

は実行できませんでした。

しかし、少しでも努力してきたのがよかったように思いますので、特に高齢者のかたがたにとって多少なりとも参考になればと思い、その内容について発表させていただきます。

### 長生きの秘けつ10か条

- 一、まず自分の寿命の目標をたてる。(私は百歳とした)
- 二、目標達成の努力目標を考える。
- 三、食事は規則正しく
- ①決まった時間にとる。
- ②腹八合の一定の量を守る。
- ③一口三十回かんで食べる。
- ④副食物は野菜を主体にする。
- 四、三度の食後に葉酒三十粒を常用する。
- 五、やたらに間食をしない。
- 六、過労にならない程度の運動をする。
- 七、腹をたてないよう努力する。
- 八、趣味などの好きなことに没頭する。(私は絵)
- 九、体の調子が少しでも悪いときは、がまんしないで医師に診てもらう。
- 十、家族とのトラブルを起こさない。

以上は私ごとであり、一般的には個人差もありますので、すべてが最良とはいえませんが少しでもお役にたてばうれしく思います。

## 町民陸上競技大会

6月7日開催

「広く陸上競技の普及と、スポーツ精神の高揚を図る」ことをねらいとして、第二回町民陸上競技大会を開催いたします。

第一回大会には二百五十人のかたがたの参加があり、すばらしい大会でした。今大会も町民の皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

日時 六月七日 九時から

場所 町民グラウンド  
種別 男女とも、一般、高校、中学、小学の各部  
種目 男女とも、百粒、二百粒



四百粒、八百粒、千五百粒、三千粒(男子のみ)、四百粒リレー、走り高跳び、三段跳び(男子のみ)、砲丸投げ。  
出場制限 一人二種目以内(ただし、リレーを除く)。  
参加料 小・中学生は無料、高校・一般は一人百円。  
表彰 各一位に賞状、出場者には記録証を贈ります。  
陸上競技大会についてのお問い合わせは、中央公民館へ。

# みんなの健康



金山領・松本知士さんの  
長女 七七美ちゃん  
(6か月)

## しきれいな町づくり ノーポイ運動を提唱



「ノーポイ運動」の看板

私たちの町は私たちの手できれいにしようと、町環衛連(会長安光満資衛氏)では「ノーポイ運動」を推進することになりました。近年、潮干狩りや海水浴、または風光明媚な本町を憩いのひとと

きに訪れる人が年ごとに多くなり、それにつれて車などから投げ捨てられる空カンや空ビン、タバコの吸いがらなどが道端で目につくようになりました。

これらに対処するために町環衛連では、呼びかけ運動の一環として「ノーポイ運動」を提唱し、きれいにする町づくり運動としてみんなで取り組むことが第八回総会で決まりました。

お互いに運動の主旨を理解していただき、町民総ぐるみで呼びかけ、進めていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

主唱 秋穂町

秋穂町環境衛生連合会

名称 「ノーポイ運動」

実践項目

- ①車中から空ビン、空カン、タバコの吸いがら、ビニール類などのゴミを捨てないようにしよう。
  - ②車中にはゴミ入れやゴミ箱を用意しよう。
  - ③ゴミはいつも自分でしまつするように心がけよう。
  - ④ゴミは所定のゴミかごなどに入れるようにしよう。
- ※町内四か所(大河内北・西青江・宮ノ且・黒漏北)に看板を立てて呼びかけております。

## 環境衛生推進 功労者を表彰

町環境衛生連合会では、清掃美化および花いっぱい運動等に功績のあった次のかたがたを環衛連総会の席で表彰しました。

◆区の組織活動の推進をはかり、特に清掃美化につとめ明るい町づくりへ意欲的に取り組まれた功績

花香南区 赤瀬季秋氏

屋戸区 金山延雄氏

海岸通区 久保延治氏

西天田区 吉山正之助氏

宮ノ且区 松村 巖氏

◆区の環境衛生活動の推進をはかり、花いっぱい運動につとめ、明るい町づくりへ意欲的に取り組まれた功績

中津江区 久保ミネ子氏

ク 三井ヒデコ氏

本町区 春樋ヒサコ氏

一匹のママシ駆除に  
500円の助成金を支給

詳しいことは、秋穂町環境衛生連合会事務局(町保健衛生課内)へお問い合わせください。

## 環境衛生清掃月間

5月10日～6月14日

### 5月の保健衛生行事表

日	曜日	受付時間	行事名	場所	対象
8	金	10:00 ~ 15:00	保健相談	大海分館 中央公民館	住民で希望者

27	25
火	月
13:30 ~ 14:30	
三種混合ワクチン 百日ぜき、破傷風ワクチン	
大海分館	中央公民館
満2歳から満4歳までの幼児	

### ラジオ体操家族そろって朝が明け

アルコール中毒について、国立療養所久里浜病院の河野先生から、次の話を伺いましたので紹介します。

現在は「アルコール中毒」という言葉はやめて、「アルコール依存症」という言葉で表すようになりました。アルコール依存症には身体的依存性と精神的依存性の両面があり、そのどちらか一方だけ現れるものではなく、必ず何らかの形でその両面が出てくるものです。

身体依存性というのは、アルコールが体内に入っている状態が中枢神経系にとって正常な環境になつていて、アルコールがきれると、手がふるえる、発汗、どうきなどの禁断症状が現れます。精神依存性の方は客観的につかみにくいものですが、初期では軽度の意識障害として、イライラ、不安などが飲酒行動という行為につながるものです。酒を長い間常用していると、慢性的アルコール中毒になります。

す。心身ともに酒に依存し、酒がなくては何も手につかず、酒が切れると落ち着かない複雑な離脱症状となります。

ところで日常生活の中で精神衛生を保つには、仕事、睡眠、食事、運動、レクリエーション、スポーツなどがあります。飲酒もその中の一つであればよいの

でい酔、こん睡に陥り、言語、行動ともに支離滅裂となつて、ついに揺り動かしてもわからない状態となり、急性アルコール中毒を起して死亡することもあります。

慢性アルコール中毒は長い期間にわたる常飲が招くもので、疫学的には例えば清酒では、一

ぐには、どのような飲み方をすればよいのでしょうか。

①周りの人々と笑いのあるふんい気、自分も他人もともに楽しくなるように飲むこと。

②飲む量は  
ビール 二〜三本まで  
日本酒 二〜三合まで  
ウイスキー・ダブル 二〜三杯まで

### あなたのお酒は適量ですか



### その2

で、人生を楽しむためたいへんよい方法でもあります。ところが飲酒以外に頼るものがなく、飲酒のみに依存して代替がきかないときに、危険性を伴います。一口にアルコール中毒といつても、さまざまな段階がありま

す。一度に多量な飲酒をすれば、

日に三合以上を八年から十年の間毎日飲み続けると危ない、と言われています。あくまでも個人差はありますが、消化器や循環器への影響はこれよりもずっと少量、短期間で、発病する危険性もあります。

それはアルコール中毒を防

〜環境連だより〜  
**昭和56年度予算  
事業計画を決める**

明るい健康な家庭づくりをめざして活動を続けている秋穂町環境衛生連合会では、四月十八日(土)に八十六人の出席者と百二十二人の委任状をもって総会を開き、次のとおり予算と事業計画が決まりました。

#### 予算総額

百五十九万三千六十一円

#### 事業計画内容

◆住みよい生活環境づくり運動の推進

①生活排水をきれいにするため

の運動

②ゴミの不法投棄「ノーポイ」運動の推進

③区民ぐるみで水路、川、下水道、海浜の清掃の推進

④し尿浄化その適正な管理普及

◆健康づくり運動ならびに緑化運動の推進

◆組織活動の推進

役員 (敬称略)

会長 安光満資衛 (中野区)

副会長 緒方 治郎 (犀戸区)

時繁 与市 (中条区)

監事 中村 克正 (本町区)

倉橋 重雄 (浜内区)



# 公民館だより

## 吉 佐 管 内 ジュニア・リーダーの研修会終わる

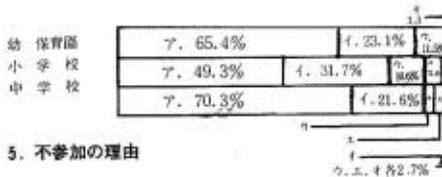


フォークダンスをするジュニア・リーダーの皆さん

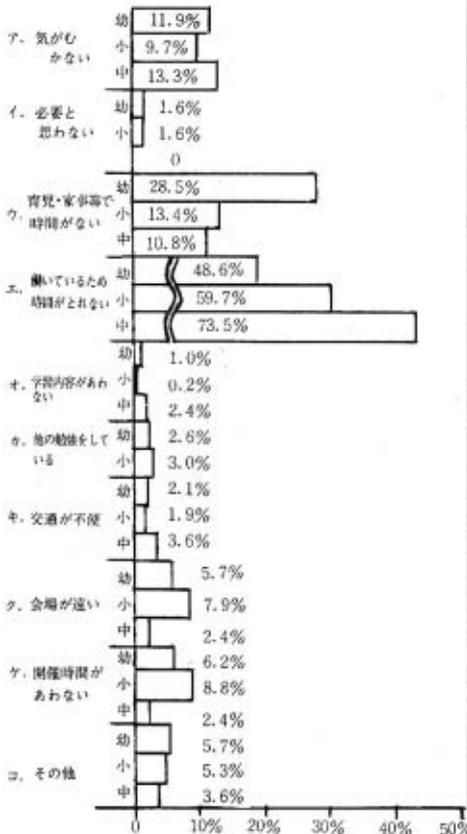
ジュニア・リーダーの知識と技能の研修を行い、資質の向上を図り、地域における活動の定着化を図ることを目的に、ジュニア・リーダー研修会が、四月十一日・十二日の両日、中央公民館で開かれ、リーダー六十九人が参加し、盛会のうちに終了しました。

「ジュニア・リーダーの役割と活動内容について」の講義や、各地域の情報交換、レクリエーション、ゲーム、フォークダンスなどに過ごしました。この研修会での成果を今後の地域の子ども会活動に生かし、立派なリーダーになることを期待します。

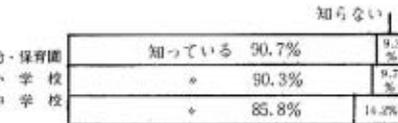
4. 参加した人にたずねます。参加の期間は  
ア. 1年間 イ. 2年間 ウ. 3年間  
エ. 4年間 オ. 5年間



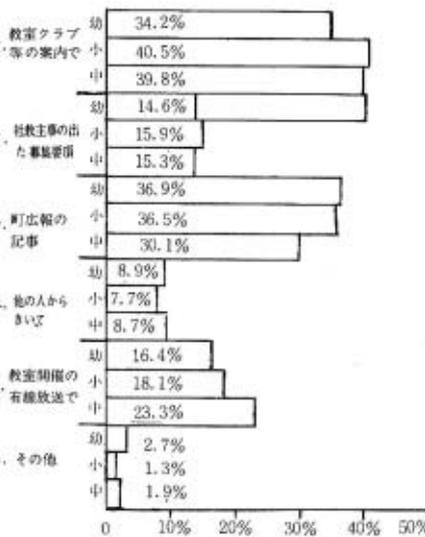
5. 不参加の理由



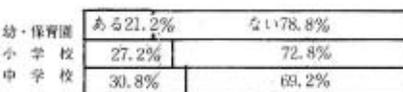
1. あなたは、公民館で家庭教育学級が開設されていることを知っていますか。



2. 1の質問で、知っているとお答えの方は、どのような方法でお知りになりましたか。



3. あなたは今まで学級に参加されたことがありますか。



急速に変化する社会情勢の中で、次代を担って立つ青少年の健全な育成のためには、家庭における教育が非常に重要であることはいうまでもありません。子どもは家庭で育てられ、学校で教えられ、地域社会でみがかれ、成長するものだと思います。それだけに社

会教育における家庭教育学級の充実が、必要欠くことのできないものだと思います。幼児から中学生までの子どもを持つ親が、家庭教育学級に対し、いかなる問題意識を持っているかを調査し、昭和五十六年度の学級開設にあたり、問題点の解消を

きただけ図り、よりいっそう充実した学級にし、多くのかたがたの参加を得る手だてとしたいと思ひ実施しました。調査の設問と結果は次のとおりです。

子どもを持つ親がいかなる問題意識をもっているか  
家庭教育学級に関する意識調査



# 郷土史

(92)

## 竹島の古文書

先月号で、正保三年(一六四二)に秋穂浦の者が竹島で畠二町を開きたいと申し出て、これに石高十四石分の年貢を納める約束であったが、潮風が強く作物は実らず、浦の者は年貢を納めるのに難儀をした、という古文書について述べた。ところがそれ以前の慶長検地のあとすなわち慶長十六年に、秋穂浦の与左衛門抱えのこの竹島を四十三匁で買ひ受けた証文がみつかった。さらにその後秋穂浦が井原領になってから二年後に、それまで秋穂浦の庄屋九左衛門に預けていたが、その九左衛門がいなくなったあと、下村の者二人がこの島

を買ひ取ろうとしたが、さきに買ひ受けていた「立哲」という人物がこれを拒否して、秋穂浦の者にこれまでどおりに預けおいた証文もててきた。

この竹島を買ったのは「立哲」という人で、花押・黒印もあり、地元の百姓ではなく武士であった。黒印をみると二重丸縁のわくの中に十字架があり、その外側にA・Cその他の横文字があるのでキリシタンであったことがわかる。しかし三通のうち、古い二通にそれがあらず、一番新しい寛永十六年(一六三九)のものには細長い違った黒印が押されている。以下三通の

文書の原文を、少しずつ仮名書きしたり、手直しして、真意をくみ取りやすくしたつもりである。

### 竹島買ひ受けの証文

以上(注一)

秋穂の前の嶋(竹島)のこと、銀子入用の由にて、放たれる(完

秋穂浦の嶋(竹島)先年より浦の与左衛門抱分について、我等丁銀(注三)四拾三匁にて彼の与左衛門年寄より買ひおき申し候処、

キリシタン武士の黒印

られる)べき由に候間、爰(こゝ)に元薪茅不如意の所につき、銀子四拾三匁にて永代買ひ受け候所実正なり。自然御国替所替の時、本銀を以て其方(貴方)へ返し遂(ついに)べく候。若しその節に至り、本銀調えの儀其方相成らず候へば、その時の仕合候次第に、他人へも申し請くべく候。仍(なほ)つて後日のために永代請状(アウチ)如(ごと)く候。

慶長十八年丑二月廿五日(黒印)  
(一六三九) 立哲(花押)

あいおのうらの  
与左衛門尉殿  
参(注二)

## 秋穂浦祇園社文書

6

御知行替の節、庄屋九左衛門に預けおき申し候。然(しか)るこの度九左衛門走り申す(逃走)につき、下村の永左衛門、弥兵衛より買ひ申すべしと申し候。左様候て、頼み申し候と申すについて、さてはお売りになられ候やと申され候て、又秋穂浦より紛れなき筋目につき浦衆受けもどし申すべしと申され候。彼衆(浦の者)理相違なきについて、彼の嶋の儀は、我等よりは売り申す儀相成らず候。たとえ寄買(よこばい)に買ひ候ても、右の分に候て旁々筋目の事に候間、其方にて、いかようにも御沙汰申さるべく候。

寛永十年六月廿八日 (黒印)  
作介 殿 立哲(花押)  
孫右衛門殿

参

注一・以上上室町時代以降、書状の追って書きの書き留め文言。追申書きが終結したことを示す。追申の文言は右端の袖空部分に書いた。追って書きがない場合も書くことがあった。この場合がそれである。(大日本国語辞典による)

注二・参(まいる) Ⅱこの手紙を差し上げますの意から、手紙の脇付に用いる語。男女の別なく用いた「草々」かしくの類である。

### 秋穂浦への預け証文

秋穂浦前の嶋(竹島)先年より浦の与左衛門抱分について、我等

丁銀(注三)四拾三匁にて彼の与左衛門年寄より買ひおき申し候処、

彼の嶋売り渡状の儀は、先庄屋源左衛門に預けおき申すとの文書を差捨てたと申し候ては、役に立ち申す間敷き所、如(ごと)く候。

寛永五、三月二十六日 (黒印)  
(一六三九) 立哲(花押)  
秋穂浦ノ  
孫左衛門殿  
与右衛門殿

注三・丁銀 Ⅱ江戸時代通用の銀貨でなまこ形。不定量のもので、豆板銀と共に秤量して使われた。

### 竹島永代譲与状之事

右竹島は浦の与左衛門重代抱えの山にて候へ共、与左衛門年寄所(の)の事にてか、我等に売り申し候。

慶長十六年辛亥年買ひ受け持ち来り候へ共、この度我等事表に居住任(まか)せ候につき、我娘のおせん、浦目代孫右衛門所に罷りおり、その上彼の嶋は当昔より浦付たるのとおり、彼の与左衛門、親の与三衛門、彼等に申し聞かせ、若し放し候事あらば、浦中へ賣買仕り候へと堅く約束申し候ものなり。息女に申し紛れなく譲り渡す所実正なり。然(しか)る上は、作人の孫右衛門殿存分にせらるべく候。十分に永代の法度秋穂の自(ま)ら、規定これあり、いか様共これあるべく、御進退の状如件

(秋穂町教育委員会嘱託  
田中 稔)

# 重度身障者福祉タクシー 制度の対象者を拡大しました 障害程度1級～4級まで

町では昭和五十四年五月一日から、重度心身障害者（児）の福祉の一環として、重度身障者が、通院や急用のためにタクシーを利用したときは、その料金の一部を助成していましたが、このたび要綱の一部改正により本年四月十日から対象者の範囲が拡大されました。

今までは、身障手帳の交付を受け障害の程度が一級から三級までの人を対象としておりましたが、改正により一級から四級までに拡大され、さらに多くの人にこの福祉タクシー制度を利用していただくことになりました。

制度内容については次のとおりです。  
●対象者  
本町に住所があり、心身に障害がある次の人。  
①身障者手帳の交付を受け、障

害の程度が一級から四級までに該当する人。  
③療育手帳の交付を受けている

●助成の範囲  
障害者本人と、介護のため同乗した保護者が、「秋穂タクシー」を利用したとき。  
①利用一回につき、乗車料金の三割を助成します。（十円未満の端数は利用者負担）  
②タクシー料金の割引区域は、町内、山口市南部（二島、名田島、陶、鋳銭司地区内）と小郡町、防府市です。

●割引証の交付  
対象者には、申請によってタクシー料金割引証を交付しますの  
で、所定の申請書を町民課へ提出してください。  
●タクシーの利用のしかた  
☆利用するかたは、運転者に割引

証と障害者手帳を提示してください。  
☆料金は、規定料金から三割相当額を除いた額を、運転者に支払ってください。  
☆タクシー会社は「秋穂タクシー」に限ります。

●割引証の貸与禁止と返還  
☆この割引証を他人に貸したり、譲渡することはできません。不正に使用した場合は、割引証を引き揚げます。  
☆対象者とならなくなったときは、速やかに割引証を町民課へお返しください。また住所や氏名を変更したときなどは、割引証の訂正が必要ですから、提出してください。

その他ご不明なことは、町民課へお尋ねください。

## 重度の身体障害者に郵便はがきを配布します

身体障害者福祉強調運動にちなむ郵便はがきの発行が、四月二十日から行われていますが、このはがきを重度の身体障害者に次のとおり無料配布されます。

### ●対象者

重度の身体障害者（一級および二級）で昭和五十六年三月三十一日現在満六歳以上の人。

### ●申し出の方法

このはがきの配布を希望されるかたは、住所または居どころの近くの郵便局に身体障害者手帳を提示し、所定の用紙に必要事項を記入して申し出てください。（代人による申し出ができます。）用紙は、郵便局、福祉事務所などの窓口にて配布してあります。

### ●申し出の期間

五月三十一日まで

●枚数 申し出のあった重度の身体障害者の一人につき二十枚。

●配布  
このはがきの発行日（四月二十日）以降申出者の住所または居どころを受け持つ集配郵便局から郵送します。

なお、発行日以降に申し出者の住所または居どころを受け持つ集配郵便局に直接申し出のあった場合は、その郵便局の窓口で配布します。

詳細は、郵便局にお問い合わせください。

日赤社員増強と社資  
募集運動にご協力を  
日赤秋穂町分區



今年も五月一日から一か月間、赤十字社員増強と社資募集運動が全国的に展開されますが、本町でも社資目標額を六十万円とし、各区長さんを通じて、全戸社員加入と社資増強運動を進めています。  
赤十字は、博愛・人道の精神によって災害救護活動、健康増進のための無料巡回診療、献血や家庭看護法の普及などを図り、明るい幸福な社会の建設をめざして奉仕活動を続けています。  
こうした活動は、赤十字事業にご理解をいただく日赤社員の皆さんの社資によって行われ、その使命が達せられるものです。  
皆さんの赤十字事業へのご理解と、ご協力をお願いします。



竹トンボをつくるチビッコの皆さん

# 重度心身障害児に福祉手当を支給します



一選として、重度心身障害児に福祉手当を支給することになりました。主な内容は次のとおりです。

◆該当児童

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けた人で障害の程度が一級および二級に該当する満十八歳未満の人。
- (2) 療育手帳の交付を受けた人で障害の程度がAまたはBと判定された満十八歳未満の人。
- (3) 特別児童扶養手当法による手当の受給資格のある満十八歳未満の人。

◆支給要件者

該当児童を監護している保護者

または保護者がいないか、もしくは保護者が監護を行わない場合には当該児童を養育している人で、次の事項を備えている人に支給します。

◎四月一日において本町の住民基本台帳に登録されていること。

◎児童と生計同一であること。

◆手当額

年間児童一人につき二万円。

認定請求については、所定の認定請求書が町民課福祉係に用意してありますので、詳しいことはお問い合わせください。

## 竹細工の伝とうをうけつごう

秋穂小学校5年 小川 裕 之

ぼくは、三月三十日に中央公民館で開催された竹細工伝しよう教室に行きました。行ってから先生のお話をよく聞き、竹とんぼを作りました。

初めは小刀が使いにくかったけど、やりだすとだんだん慣れてきました。そして作って飛ばしたけどハネのむきがちがってしまいました。ぼくは、がっかりしました。でもつぎに小さい竹とんぼを作ったらよく飛びました。

つぎに竹馬を作りました。竹馬はともかん単で二十分ぐらいでできました。でも、はり金を結ぶのが少しむずかしかったです。

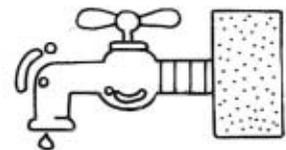
そして竹馬に乗りました。初めはなれなかつたので乗れませんでした。したがうたんたん乗れてきました。ぼくは、伝しよう教室に参加して、昔の人が考えだしたこのすばらしい竹細工の伝とうをうけつごうと思いました。

## 新水道料金表

量水器口径	基本料金 (1か月)	従量料金
13ミリメートル	430円	(1) 口径13ミリメートルから25ミリメートルまでは1か月の使用水量が8立方メートルまで250円とし、これを超える9立方メートルから15立方メートルまでは1立方メートルごとに75円、16立方メートルから20立方メートルまでは1立方メートルごとに105円、21立方メートル以上は1立方メートルごとに160円とする。
20ミリメートル	760円	
25ミリメートル	1,070円	
40ミリメートル	2,700円	
50ミリメートル	4,700円	(2) 口径40ミリメートル以上は1立方メートルごとに160円とする。
75ミリメートル	9,700円	
100ミリメートル	16,000円	(3) 臨時用(工事その他の理由により一時的に水道を使用する場合をいう。)は、1か月の使用水量10立方メートルまで2,400円とし、これを超える1立方メートルごとに240円とする。
150ミリメートル	34,400円	
200ミリメートル	48,400円	(4) 消火栓 演習使用10分間ごとに800円(火災使用料)

水道料金計算例 (1か月)	料金	基本料金 (円)	従量料金 (円)	従量料金 (円)	水道料金 (円)
	8立方メートル内使用		430	250	
15立方メートル使用		430	250	525(75×7立方メートル)	1,205
20立方メートル使用		430	250	1,050 { (75×7立方メートル) / (105×5立方メートル) }	1,730
25立方メートル使用		430	250	1,850 { (75×7立方メートル) / (105×5立方メートル) / (160×5立方メートル) }	2,530

## 4月1日から 水道料金が 変わりました



三月の山口市・秋穂町水道企業団定例会で水道料金を次のように改定することが決まり、四月一日から実施することになりました。水道料金の改定率は三三割です。四月分水道料金は新旧料金を日割で計算します。

料金は基本料金に従量料金を加えたもので、基本料金は水を使っても使われなくても払ってもらう料金で、従量料金は使用水量に応じて支払ってもらう料金です。

# 家庭の愛を— 家庭に恵まれない子どもたちが「里親さん」を求めています

児童の保護は、その肉親により、その家庭の中で行われるのが最良の途です。

ところが、世の中には不幸にして保護者のいない児童や、保護者が監督することが適当でない児童があり、国や県はこうした児童を各種の児童福祉施設や個人家庭（里親）に預けて保護を依頼することになっていきます。

さて、皆さんや皆さんの周りにも児童を一時的に、また継続的（養子縁組を将来的に希望されるかたを含みます。）に自分の家庭に預かって養育することを希望されるかたがおられることと思います。

里親になることを希望されるかたは、直接または福祉事務所を経

由して児童相談所に「里親申し込

み」をしてください。

児童相談所では、調査を行い、次の基準により適当なかたについて「里親登録」の手続きが行われます。

●里親になろうとする人および起居をともしする人が、児童の養育について理解をもち、しかも熱意と豊かな愛情をもつ人であること。

●家庭生活が精神的にも物質的にも健全に営まれており、かつ明るいこと。

●里親になろうとする人および起居をともしする人のうちに、児童の心身に害を及ぼすような健康と品性をもった人がいないこと。

●里親になろうとする人の家庭

・家屋および居住地の環境が、児童の保健教育、その他児童の福祉上適当なものであること。

●里親になろうとする人の年齢が、養育しようとする児童の両親の年齢に近く、両親そろっていることが望ましい。

福祉事務所および児童相談所は次のとおりですが、詳しいことは、町民課福祉係へお問い合わせください。

中部社会福祉事務所 山口市後河原一五〇— 電話山口二二—二二三七

山口県中央児童相談所 山口市大内御堀九二二— 電話山口二二—七五一—

## ソフトボール審判員 3種認定講習会の開催



## 第3回秋穂町オープン バレーボール大会 5月24日開催

町民のスポーツ振興と健康づくりをねらいとして、第三回オープンバレーボール大会を開催します。

大会も一回、二回と回を重ねるごとに、参加チームが増加し、技術の向上もみられ、強打と好守があいつぎ大会の盛り上がりもすばらしいものがあります。

第三回大会は、二回の大会を上回るチームの参加と、ファイトあふれるすばらしいプレーを期待しています。

大会の要項は次のとおりです。  
日時 五月二十四日(日)

会場 秋小・大海小体育館  
種目 一般男子・女子の部、いずれも九人制

競技方法 トーナメント方式  
出場資格 秋穂町バレーボール協会の登録チームであること(登録チーム単位で編成すること)  
詳しいことは、中央公民館へお尋ねください。



No. 7

問 国保に加入する手続きを教えてください。

答 会社などの勤めをやめたとき、または他の市町村から転入してきたとき、国保の窓口へ加入の手続きをしなければなりません。手続き自体は少しもめんどろうではありません。ただ、法律上では、勤めをやめた場合はその日から、転入してきた場合もその日から、強制加入被保険者となつていきますので、その日から十四日以内に手続きをとることになっています。加入手続きを放置していると、

いざお医者さんにかかるだんになつて保険診療が受けられなかったり、保険税をさかのぼつて納めることになつたりして負担を大きく感じるようになります。



町民のスポーツ振興と健康づくりをねらいとして、第三回オープンバレーボール大会を開催します。





### 住宅建設資金 融資のご案内

住宅金融公庫から

住宅金融公庫では、長期(木造二十五年)・低利(年五・五割)の住宅資金の貸し付けを、五月二十八日まで受け付けます。  
住宅を新築(現在の住まいを取りこわして建て替える場合も可)される計画のあるかたは、最寄りの「住宅金融公庫業務取扱店」と表示のある金融機関の窓口へ相談してください。

### 危険物取扱者の試験

試験の種類 乙種第一、二、三、四、五、六類および丙種  
試験期日 六月十七日(水)  
試験場所 山口市、防府市など  
受験受付 五月二十二日(金)まで(当日の消印まで有効)  
受験願書 役場総務課  
手続きなど詳しいことは、総務課へお尋ねください。

### 二級建築士の試験

受験資格 建築士法第十五条に該当する人  
試験日時と場所

●学科——七月二十五日(土)午前九時から午後四時三十分まで  
山口大学教養部 山口市吉田

●設計製図——九月二十日(日)正午から午後四時三十分まで  
立山口農業高等学校 小郡町上郷

受験申込受付期間 五月十一日から同十五日まで  
受験申込書の請求先 県建築士会館(山口市大手町三一八)  
問い合わせ先 県土木建築部建築課指導係(電話山口市二二一三一—一内線二九八二)

### 56年度前期技能検定

検定職種 園芸装飾、造園、製鋼、鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、板金、電気めっき、仕上げ、電気機器組立て、船舶装、建設機械整備、婦人子供服製造、木工、製版、印刷、石工、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、表装、塗装など四十二職種  
受験申請受付 五月二十六日から六月五日まで  
実技試験 七月四日から九月三十日まで  
学科試験 八月二日・九日・二十三日の各日曜日  
受験案内および受験申請書用紙は町役場産業課にあります。  
検定についての問い合わせは、県庁職業訓練課または山口市職業

### 採石業務管理者の試験

試験の日時 六月二日(火)午前十時から正午まで  
試験の場所 山口市、県社会福祉会館  
受験願書の受付期間 五月一日から同二十日まで(郵送の場合は二十日までの消印のあるものまで有効)  
受験願書の請求 山口市滝町一番一号、山口市商工労働部工業課へ請求する。郵便で請求する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験」と朱書きし、百二十円の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

### こいのぼりは、電線にふれないところ

さわやかな初夏の風に泳ぐこいのぼりも、電線の近くでは思うように泳げないばかりか、思わぬ事故を起こしかねません。  
事故防止のため、次のことにご注意ください。

●こいのぼりは、電線にふれない場所に立てるようにしてください。  
●こいのぼりの支柱を立てたり倒したりするときは、電線にふれないようじゅうぶん注意してください。

●もし、こいのぼりが電線にひっかけた場合は、電柱に登ったり、さおでついたりせず、すぐに中国電力(柳秋穂出張所(電話二三四二))へご連絡ください。

### 町の人口

＜前月対比＞

人口	9,292人	-35
男	4,433人	-18
女	4,859人	-17
世帯数	2,465	-6

＜住民基本台帳 4月1日現在＞

### ご冥福を祈ります (敬称略)

部落	氏名	年齢	逝去の日
中道	藤田チヨコ	85	3月20日
黒潟南	金谷松治	62	同 21日
東天田	大和堅二	81	同 21日
祇園町	安谷嘉六	83	同 25日
下村	山下實	70	同 28日
大河内北	原田ミツ	83	4月7日

(3月16日～4月15日届出)

### 5・6月(予定)の休日診療医院 (吉南医師会)

時間：9時から18時まで

日	内科 I 電話	内科 II 電話	外科 電話
5月3(祝)	小郡・浜本医院 08397-③-0616	二島・藤井医院 083987-2002	小郡・村田外科 08397-③-7100
4(休)	〃 池田医院 〃 ②-1002	嘉川・村田医院 083989-2510	阿知須・同仁病院 083665-2130
5(祝)	〃 岡医院 〃 ②-2388	秋徳・小野医院 2353	小郡・小川整形外科 08397-②-2887
10(日)	〃 林病院 〃 ②-0411	阿知須・同仁病院 083665-2130	〃 三隅外科 〃 ②-1003
17(日)	〃 第一病院 〃 ②-0333	嘉川・田村内科 083989-4749	〃 第一病院 〃 ②-0333
24(日)	〃 上郷医院 〃 ②-0916	嘉秋・穂有富医院 2705	〃 小林外科 〃 ③-1515
31(日)	〃 田中内科 〃 ②-2325	阿知須・新井医院 083665-2048	秋徳・吉武医院 2330
6月7(日)	嘉川・徳田医院 083989-2512	秋穂・三河内医院 2711	小郡・林病院 08397-②-0411

今月の心配ごと相談日 11日(月)大海分館・20日(水)老人福祉センター